第二百二十九条の次に次の一条を加える。

（大気海洋部の所掌事務）

第二百三十条　大気海洋部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること（情報基盤部の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

三　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

四　気象、地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。

五　気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　気象庁に所属する観測船に関すること。

七　離島における気象業務に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

八　気象測器その他の測器に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

第二百三十三条第一項の表総務部の項中「四」を「三」に改め、同表予報部の項及び観測部の項を次のように改める。

情報基盤部	五
大気海洋部	六

第二百三十三条第一項の表地球環境・海洋部の項を削り、同条第二項中「次の表の上欄に掲げる部」を「総務部」に、「それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」を「二人」に改め、同項の表を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二気象庁気象研究所　気象衛星センター　高層気象台　地磁気観測所　気象大学校　管区気象台　沖縄気象台の項及び気象庁の次長の項中「気象庁の次長」を「気象庁の次長　気象防災監」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条の三」に改める。

第三章中第四条の前に次の一条を加える。

（試験研究地方独立行政法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第三条の三　法第二十一条第一号に規定する試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものは、試験研究地方独立行政法人（法第六十七条の八に規定する試験研究地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業とする。

2　法第二十一条第一号に規定する試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一　前項の事業を実施する者に対し当該者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、試験研究地方独立行政法人における試験研究又は当該試験研究の成果の普及若しくは実用化（次号ロにおいて「試験研究等」という。）の進展に資するもの

二　次に掲げる活動その他の活動により試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の実用化を促進する事業（前号に掲げるものを除く。）

イ　当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の民間事業者への移転

ロ　当該試験研究地方独立行政法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う試験研究等についての企画及びあっせん

ハ　当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発

第四条の見出し中「出資」を「公立大学法人による出資」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「においては」を「には」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に、「あん分」を「按分」に改める。

第六条の九の二第二項第一号及び第二号中「又は連結事業年度」を削り、「、第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「、第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「、第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。